

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

地域と運行方法等の検討を行うとともに、法定協議会を4回開催(平成21年度第4回法定協議会は平成22年2月に開催予定)して地域の公共交通を活性化し、地域を活性化する事業を試行的に実施する中で、問題点の検証、運行回数・運行車両・利用料金等、当該事業を本格実施に向けて必要な検討を行った。

II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

(1)山間地域交通改善モデル事業試行運行(小津地域)

事業計画においては、町会員で構成される小津町地域バス等運営委員会が事業主体となって、4月から9月までは1日3.5往復の路線バス、10月から3月までは1日3.5往復のジャンボタクシーを運行することとしていた。

10月からの運行について運行予定事業者と調整をする中で、市内で年間を通して継続的に使用できるジャンボタクシーがないことが判明したため、運営委員会で検討した結果、本路線は小学生の通学バスとしての役割もあることから、定員15人の貸切バスで運行する方針に変更した。また、貸切バスで運行する場合、運行時間内では運行範囲、運行回数がある程度拡大しても委託料は変わらないことが判明したため、ルートを延伸した上で1日5往復へ運行回数を増やし、サービス水準の向上を図った。なお、これらの調整に時間を要したため、路線バスから貸切バスへ移行する時期を1月に変更した。変更内容については、平成21年度第2回法定協議会(平成21年10月7日開催)で承認を得た。

本事業については、上記の変更に基づいて運行しており、変更した計画どおり実施することができた。

(2)山間地域交通改善モデル事業試行運行(醍醐・降宿地区)

事業計画においては、町会員で構成される降宿醍醐地域乗合タクシー運営委員会が事業主体となって、週2日(月曜日、金曜日)、1日1往復(午前、午後各1便)のタクシーを運行することとしている。

本事業については、平成21年9月から運行を開始しており、当初の計画通り実施することができた。

(3)はちバス車両の更新

事業計画においては、ICカードの利用や快適な乗り心地など利便性を向上させるとともに、環境に配慮した車両で運行するため、はちバス(コミュニティバス)の車両を3台更新することとしている。

本事業については、平成21年9月に契約議案が市議会で承認、平成21年11月に納車され、平成21年12月から新車両で運行しており、当初の計画通り実施することができた。

(4)バス停上屋の整備

事業計画においては、路線バスの利便性向上を図るため、JR八王子駅北口駅前広場の14番及び15番バス停に上屋を整備することとしている。

現在、建築確認等を行っており、本事業は平成22年1月中に完成する予定である。

(5)バス案内所の設置

事業計画においては、路線バスの利便性向上を図るため、JR八王子駅北口駅前広場にバス案内所を設置することとしている。

現在、建築確認等を行っており、本事業は平成22年3月に完成する予定である。

Ⅲ 具体的成果
① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。 小津地域、醍醐・降宿地区の実証運行については、1日当たりの利用者数を昨年度と比較して事業評価を行った。 はちバス車両の更新、バス停上屋の整備及びバス案内所の設置については、来年度、事業評価方法を含めて検討する。
② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。 小津地域の実証運行については、平成20年度は18.6人／日、平成21年度(4月～12月)は17.3人／日で、昨年度と比べ1.3人／日減少し、目標を達成することができなかった。これは、学童保育所への入所により、バスによる帰宅から自家用車による迎えとなる児童が増えたこと等の事情による。貸切バスによる運行では、きめ細かな時間設定が可能のため、利用者のニーズに合わせて随時、運行ダイヤを見直す予定である。なお、今年度これまですべての便がダイヤどおりに運行されており、地域の移動手段として、また小学生のスクールバスとして、十分に役割を果たすことができた。 醍醐・降宿地区の実証運行については、平成20年度(8月～10月の実証運行期間)は8.1人／日、平成21年度(9月～12月)は4.8人／日で、昨年度と比べ3.3人／日減少し、目標を達成することができなかった。これは、昨年度は無料で週2日(月曜日、金曜日)、1日2往復(午前、午後各2便)運行したが、今年度は利用者負担があり、地元の意向で町会の経費負担を考慮して便数を半減したことが原因と見られる。ただし、平成21年度(9月～12月)の1台あたりの利用者数は2～3名でほぼ一定していることから、地域の移動手段として認識されてきている。
Ⅳ 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。 小津町の実証運行では、昨年度と比較し利用者数が減少しているため、本格運行に向けて小学生や高齢者以外の利用者も使いやすいように、ダイヤの改善をすること等が課題であると認識している。 醍醐・降宿地区の実証運行も、昨年度と比較し利用者数が減少しているため、平成21年12月に町会各世帯で実施したアンケートの結果を集計した上で、今後の運行に反映させることとする。 ② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。
小津町の実証運行では、平成22年1月から貸切バスに移行した際に、より多くの住民に利用してもらうため運行本数を3.5往復から5往復に増やすとともに、住民が日頃利用するスーパーマーケットやクリニックに新たな停留所を設け、利便性を改善した。 醍醐・降宿地区の実証運行では、アンケートの結果を踏まえて必要な見直しを行う予定である。
2 事業の実施環境
① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。 小津町及び醍醐・降宿地区における平成22年度の実証運行を実施するにあたっては、総合事業による国費のほか、本市及び地元町会からの財政支出について、関係者の合意が形成されている。 なお、本市の平成22年度予算案は、平成22年2月市議会に提出、審議されることとなっている。
② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。 小津町の実証運行では、臨時総会を開催し新たな運行形態を周知するとともに、利用について住民の協力を求めた。また、地元で生息するモリアオガエルにちなみ、カエルのキャラクターを車両や停留所に使用するなど、親しみを感じさせる努力をしている。 醍醐・降宿地区の実証運行においても、随時、町会長が各世帯に声をかけるなど、利用を促す努力をしている。

③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

小津町、醍醐・降宿地区ともに、引き続き町会各世帯から負担金を徴収し運行経費に充てることについては合意を得ているが、今後の事業規模等については、実証実験を検証しながら検討を行うこととしている。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

年度の第1回目の協議会において、計画事業の進行方法、事業評価の方法等、年間のスケジュール等、年間の方針を審議している。

なお、必要に応じて分科会を設置して協議する体制をとっている。(八王子市地域公共交通活性化協議会規約第10条)

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会の構成員には、八王子市町会自治会連合会、八王子市老人クラブ連合会、八王子市障害者団体連絡協議会、市民公募委員が含まれており、また、実証運行については必要に応じてアンケートを実施しており、住民の意見を反映する仕組みを設けている。

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成21年度第1回法定協議会(平成21年5月21日開催)では、平成20年度事業の決算報告、平成21年度事業の計画事業の進め方について審議した。

平成21年度第2回法定協議会(平成21年10月7日開催)では、小津町の実証運行方法の変更を審議するとともに、はちバスの運行サービスの見直しについて分科会での検討状況を報告した。

平成21年度第3回法定協議会(平成21年12月18日開催)では、計画事業に係る事後評価報告案とはちバスの運行サービスの見直しについて報告・審議した。

平成21年度第4回法定協議会(平成22年2月開催予定)では、平成22年度予算及び事業計画について審議する予定である。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の規約において、会議は原則として公開されている。また、議事録は本市の会議の公開に関する指針に準じて、インターネットの本市ホームページにおいて会議開催後速やかに公表している。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

平成22年度に実施する事業については、平成21年度第4回法定協議会で審議する予定である。

なお、実証運行を行う地元では臨時総会を開催し、事業内容について合意を得るなど、住民への周知を十分に行っている。